

社会福祉法人陶都会 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陶都会（以下「法人」という。）の役員等の報酬等に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(理事長の報酬等)

第3条 理事長に対して別表1のとおり月額報酬を支払う。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事長以外の役員等が理事会及び評議員会に出席した場合は、別表2のとおり報酬を支払う。なお、同じ日にあわせて法人及び施設運営業務を行った場合は、第5条の業務報酬等は支払わないものとする。

(役員等の業務報酬等)

第5条 理事長以外の役員等が法人及び施設運営のために従事した場合は、別表3のとおり報酬を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員等が法人及び施設運営のために出張した場合は、別表4のとおり報酬及び旅費を支払う。

2 旅費の支払方法等は、法人の旅費規程に準ずる。

(報酬等の支給)

第7条 報酬等の支払方法及び支払日は、法人の給与の支払方法及び支払日に準ずる。

(適用除外)

第8条 施設等の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

附則

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から改正する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬
理 事 長 報 酬	月額 100,000円

別表2（第4条関係）

名 称	報 酬
理事会・評議員会 （定例会のみ）	1回につき 10,000円 （交通費含む）

別表3（第5条関係）

名 称	報 酬
役員等の業務報酬	日額 10,000円 （交通費含む）

別表4（第6条関係）

報 酬 （報酬は理事長以外の役員等のみ）	旅 費	宿泊費	その他
日額 10,000円	実 費	実 費	実 費